

「第4期秋田市障がい福祉計画」
(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月
秋 田 市

目次

1	計画の概要	1
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 基本的理念	
	(3) 他の計画との関係	
	(4) 計画期間	
	(5) 計画の達成状況の点検および評価	
2	平成29年度の数値目標(成果目標)	3
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	
	(2) 地域生活支援拠点等の整備	
	(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行	
3	各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)と見込量確保のための方策	7
	(1) 訪問系サービス	
	(2) 日中活動系サービス	
	(3) 居住系サービス	
	(4) 相談支援	
	(5) 障がい児支援	
	(6) 障害児相談支援	
4	地域生活支援事業の実施に関する事	16
	(1) 実施する事業の内容	
	(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み(活動指標)	
	(3) 各事業の見込量確保のための方策	

本計画内における「障がい」又は「障害」の表記については、「秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針」に基づくものです。

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

「第4期秋田市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に規定される「市町村障害福祉計画」であり、国が示した基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号 最終改正平成26年厚生労働省告示第231号（以下、基本指針という。））に即して、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業などの提供体制の確保に係る目標や必要となる見込量および見込量を確保するための方策（以下、「見込量等」という。）について定めたものであります。

本市では、障がい者支援を図るための中・長期的な基本計画として、障害者基本法に規定された「市町村障害者計画」に位置づけられる「障害者プラン」を平成10年2月に第1次、平成14年3月に第2次と順次策定し、各種施策の充実に努めてきました。

平成18年度に施行された旧障害者自立支援法において、市町村は、「障害福祉計画」を策定することが義務付けられたことから、本市では、平成19年3月に「第3次秋田市障害者プラン（平成19年度～24年度）」を策定する際に、「第1期秋田市障害福祉計画」（平成19年度～20年度）を包含し策定しました。以降、平成21年3月には、「第2期秋田市障害福祉計画」（平成21年度～23年度）、平成24年3月には、第2期計画を見直した「第3期秋田市障がい福祉計画」を策定しました。

「障害福祉計画」の計画期間については、国の基本指針により3年を1期として作成することが定められていることから、このたび、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第4期秋田市障がい福祉計画」を策定したものです。

(2) 基本的理念

「第4期秋田市障がい福祉計画」は、基本指針を踏まえ、以下に記載する基本的な考え方に基づいて見込量等を定めたものであり、「第4次秋田市障がい者プラン」の基本理念である「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」を目指すための施策体系となる「市民理解と権利擁護の促進」、「地域生活支援の充実」、「就労や社会参加の促進」、「サービス提供体制の整備」、「ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応」を目指す上での障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけられるものです。

【秋田市障がい福祉計画における基本的な考え方】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

本計画では、必要なサービス基盤の整備が具体的に進むように、第3期計画に掲げた基本的な考え方について継承します。

(3) 他の計画との関係

この計画は、本市の障がい福祉施策に関する基本的な計画（全体像）を示した「第4次秋田市障がい者プラン」に包含されていることから、当該計画とともに、本市の基本構想となる秋田市総合計画の基にある本市の関連計画との整合性を図ります。

また、障がい児を支援する体制の整備については、国が示した基本指針により、障害福祉計画に新たに盛り込む事項とされたことから、本市における子ども子育てに関する施策である「(仮称)秋田市子ども・子育て支援事業計画」も含めた関連計画と整合性を図っていきます。

(4) 計画期間

この計画の期間は、平成27年度から29年度の3年間です（国の基本指針による）。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
「第3次秋田市障害者プラン」 (19年度～24年度)	「第4次秋田市障がい者プラン」 (平成25年度～平成29年度)				
第3期秋田市障がい福祉計画 (平成24年度～26年度)			第4期秋田市障がい福祉計画 (平成27年度～29年度)		

(5) 計画の達成状況の点検および評価

(P D C Aサイクルの導入による成果目標と活動指標の整理)

この計画の点検および評価については、「P D C Aサイクル」に基づいて行います。P D C Aサイクルの導入にあたり、国が示した基本指針では、国全体で達成すべき数値目標を新たに「成果目標」とし、この成果目標を達成するために必要となる障害福祉サービスなどの必要な量の見込みを「活動指標」としております。本計画では、本市にかかる成果目標等を設定しております。

成果目標や活動指標については、少なくとも1年に1回は、その達成状況を把握し、計画の中間評価として、秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会ならびに秋田市障がい者総合支援協議会に状況の報告を行い、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどの対策を講じながら計画を推進していきます。

また、財政状況や社会情勢の変化、法律改正等によっても、必要な見直しを行うこととします。

なお、計画の達成状況や中間評価の結果について、本市のホームページ等を用いて公表することとします。

2 平成29年度の数値目標(成果目標)

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、平成29年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

【国の基本指針】

平成25年度末時点の施設入所者数の**12%以上が地域生活へ移行するとともに**、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から**4%以上削減**することを基本とする。また、当該目標値の設定に当たり、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【本市の目標】

平成25年度末時点の施設入所者数から**51人(9.98%)**が地域生活に移行するとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から**21人(4.11%)**削減することを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
平成25年度末時点の入所者数(A)	511人	平成25年度末時点の数値です。
目標年度入所者数(B)		
平成29年度見込み	490人	平成29年度末時点の入所人員見込数です。 国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設等に継続入所している18歳以上の入所者数は含まず
削減見込(A)-(B)		
平成29年度【目標値】	21人(4.11%)	第4期障がい福祉計画における目標値です。
地域生活移行者数		
平成29年度【目標値】	51人(9.98%)	平成25年度末から平成29年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の目標値です。

参考 【第3期障がい福祉計画策定時の目標値】

項目	数 値	説 明
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	579人	平成17年10月1日時点の数値です。
目標年度入所者数(B)		
平成年26度見込み	509人	第3期障がい福祉計画策定時の見込数です。
平成26年度実績(見込)	495人	平成26年度末時点の入所人員実績(見込)数です。
削減見込 (A) - (B)		
平成26年度目標値	70人(12.09%)	第3期障がい福祉計画策定時の差引減少目標値です。
平成26年度実績(見込)	84人(14.50%)	平成26年度末時点の差引減少実績(見込)数です。
地域生活移行者数		
平成26年度目標値	115人(19.86%)	第3期障がい福祉計画策定時の目標値です。
平成26年度実績(見込)	165人(28.49%)	平成17年10月から平成26年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の実績(見込)数です。

(2) 地域生活支援拠点等※1の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、その拠点整備の目標を定めます。

【国の基本指針】

平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

【本市の目標】

平成29年度末までに市内に少なくとも一つを整備することを目標とします。

【目標設定の考え方】

平成29年度末までに拠点をどれだけ整備していく必要があるのかについて、現在の課題を抽出した上で、県や関係機関との連携を図りながら、整備を進めていきます。

- 1 地域生活支援拠点等とは、地域での暮らしの安心感を担保し、地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性・対応等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保ならびにサービス拠点の整備およびコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

また、拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）の整備を行うことも考えられるため、「地域生活支援拠点等」とされています。

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者(1)のうち、就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労(2)へ移行する者の人数について目標値を定めます。

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

【本市の目標】

平成29年度中に福祉施設の利用から一般就労への移行者が、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍、22人以上となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数 値	説 明
平成24年度の一般就労移行者数	11人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数です。
平成26年度の年間一般就労移行者数目標値	16人(4倍)	第3期障がい福祉計画策定時の目標値です。 ()は平成17年度の一般就労移行者数(4人)からの倍率
平成26年度の年間一般就労移行者数実績(見込)	16人(4倍)	平成26年度において施設を退所し、一般就労する方の実績(見込)数です。 ()は平成17年度の一般就労移行者数(4人)からの倍率
平成29年度の年間一般就労移行者数【目標値】	22人(2倍)	平成29年度において施設を退所し、一般就労する方の目標値です。

- 1 福祉施設の利用者とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者をいいます。
- 2 一般就労とは、一般企業等に就職すること(就労継続支援(A型)利用は除く)、在宅就労および自ら起業することをいいます。

就労移行支援事業の利用者数等

福祉施設の利用者の一般就労への移行の目標値を達成するために、就労移行支援事業の利用者数および事業所ごとの就労移行率に係る目標値を定めます。

ア 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指すものとする。

【本市の目標】

平成29年度末に就労移行支援事業の利用者数が、**37人以上**となることを目標とします。

【目標値を達成するための考え方】

項目	数 値	説 明
平成25年度末実績	23人	平成25年度末時点の実績です。
平成26年度実績(見込)	17人	平成26年度末時点の就労移行支援事業利用者の実績(見込)数です。
平成29年度【目標値】	37人	平成29年度末に就労移行支援事業所を利用する方の目標値です。

イ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【国の基本指針】

事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が**3割以上**の事業所を全体の**5割以上**とすることを目指すものとする。

【本市の目標】

平成29年度末に就労移行支援事業所のうち、事業所ごとの就労移行率が**3割以上**の事業所を全体の**5割以上**とすることを目標とします。

【目標値を達成するための考え方】

項目	数 値	説 明
平成25年度末実績	50%	平成25年度末時点で就労移行率30%を達成した事業所の割合です。
平成26年度実績(見込)	50%	平成26年度末時点で就労移行率30%となる(見込)事業所の割合です。
平成29年度【目標値】	50%	平成29年度末時点での就労移行率30%となる事業所の割合の目標値です。

3 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)と見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護	障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行います。	障害支援区分1以上(障がい児はこれに相当する心身の状態)の方 なお、身体介護を伴う通院等介助にあっては、障害支援区分2以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する方の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。	障害支援区分4以上の方で、 ア) 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定された方 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)等の合計点数が10点以上の方
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。	視覚障害により、身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、かつ国の定める基準に該当する方(身体介護を伴う場合は区分2以上)
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行います。 (秋田市では実施事業者なし)	障害支援区分3以上の方で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)等の合計点数が10点以上の方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護その他複数の障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。 (秋田市では実施事業者なし)	障害支援区分6の方で、意思疎通に著しい困難を有する方で、 ア) 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある方のうち人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の方

イ 見込量の推計方法

居宅介護、重度訪問介護および同行援護については、現在の各サービス利用者数に伸び率を勘案して実利用者の見込み、サービス量を算出しました。

行動援護および重度障害者等包括支援については、実施事業者がいないことから、27年度以降も見込量は0としております。

また、同行援護については、これまでの利用実績を基に見込量を算出しました。

ウ 訪問系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第3期計画期間の実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
居宅介護・重度訪問 介護・行動援護・重 度障害者等包括支援 ・同行援護	時間	7,347	7,314	8,582	9,167	9,273	9,379
	人	257	345	354	359	368	377

エ サービス量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのあるかたが身近な場所で生活する上で、必要不可欠な支援であり、地域移行を目指すうえでも、今後ますます需要が増えるものと見込まれることから、不足なく必要なサービス提供ができるよう、サービス提供事業者への的確な情報提供等により、安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

なお、これまで実績のない行動援護、重度障害者等包括支援については、潜在的な利用者ニーズの把握や可能な範囲でのサービス提供事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
生活介護	障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、障害支援区分3以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上）の方</p> <p>50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上）の方</p> <p>障害者支援施設に入所する方で、障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要を認めた方</p>

サービス名	事業内容	対象者
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者又は難病等対象者に対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや生活等に関する相談や助言などの支援を行います。(標準利用期間は18か月)	身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者で、 ア)入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 イ)特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能維持・回復などの支援が必要な方
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。(標準利用期間は24か月)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。(標準利用期間は24か月)	就労を希望する方で、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方
就労継続支援 (A型)	一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方
就労継続支援 (B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方
療養介護	医療と常時介護を要する方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を行います。	ア)筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害支援区分が6の方 イ)筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害支援区分が5以上の方
短期入所 (福祉型)	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	障害支援区分1以上(障がい児の場合は短期入所の単価区分1以上)の方

サービス名	事業内容	対象者
短期入所 (医療型)	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 イ) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方もしくは区分5以上に該当する重症心身障がい者(障がい児の場合は重症心身障がい児)

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等も勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込み、実利用者数を推計し、その数値に平成25年度の各サービスの一人当たりの月平均利用日数を乗じて見込量を算出しました。

なお、生活介護、就労継続支援(B型)については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の入所者数は含んでいません。

ウ 日中活動系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区分	単位/月	第3期計画期間の実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人日	14,576	14,986	15,346	15,456	15,787	16,560
	人	730	801	834	840	858	900
自立訓練 (機能訓練)	人日	380	458	458	458	458	458
	人	23	39	29	29	29	29
自立訓練 (生活訓練)	人日	1,261	1,035	1,080	1,162	1,162	1,162
	人	74	91	66	71	71	71
就労移行支援	人日	611	363	328	521	618	714
	人	31	23	17	27	32	37
就労継続支援A型	人日	730	827	1,333	2,030	2,173	2,173
	人	36	43	65	99	106	106
就労継続支援B型	人日	8,431	9,646	11,686	12,003	12,373	12,778
	人	470	629	664	682	703	726
療養介護	人	54	60	63	66	69	72
短期入所 (福祉型)	人日	142	115	238	238	238	238
	人	27	27	49	49	49	49
短期入所 (医療型)	人日	189	191	184	184	184	184
	人	36	45	38	38	38	38

エ サービス量確保のための方策

生活介護については、今後もニーズの増加が見込まれることから、国の補助制度などを活用し、施設の整備を推進していきます。

就労移行支援および就労継続支援については、より多くのサービス利用者が一般就労につながるよう、就労支援機関と一体となった取り組みをすすめます。また、障害者優先調達法に基づき、市による物品および役務の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達の促進を図っていきます。

引き続き、サービス利用者のニーズを把握し、身近な場所で生活する上で希望するサービスが利用できる提供体制の整備に努めてまいります。

(3) 居住系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	障がい者 (ただし、身体障がい者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。)
施設入所支援	施設において、主として夜間において入浴、排せつおよび食事の介護等、その他必要な日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4以上(50歳以上の場合は3以上)の方 生活介護を受けている方で、障害支援区分4(50歳以上の場合は区分3)より低い方、又は就労継続支援B型を受けている方で、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方

イ 見込量の推計方法

共同生活援助については、現在の利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込んで見込量を算出しました。

施設入所支援については、入所者の高齢化や重度化により、地域移行が進みにくい傾向にあります。退所等による利用者減を見込んで見込量を算出しました。

なお、施設入所支援については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の入所者数は含んでいません。

ウ 居住系サービスの見込み

区 分	単位/月	第3期計画期間の実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人	175	213	217	245	283	323
施設入所支援	人	520	511	495	493	491	490

共同生活介護（ケアホーム）については、障害者総合支援法の平成26年4月1日施行分により、共同生活援助（グループホーム）への一元化が図られました。そのため、第3期計画期間実績値の共同生活援助には、共同生活介護分も含めて計上しております。

エ サービス量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を推進するため、共同生活援助事業所（グループホーム）の新設を推進していきます。

また、安定したサービスの提供体制を確保するため、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます。

(4) 相談支援

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	ア) 障害者支援施設等又は児童福祉施設に入所している障がい者 イ) 精神科病院に入院している精神障がい者 ウ) 救護施設等に入所している障がい者 エ) 刑事施設等に収容されている障がい者 オ) 更生保護施設に入所又は自立準備ホーム等に宿泊している障がい者
地域定着支援	居宅における単身等の障がい者を対象とした、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	居宅において単身であるか、または家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援を受けられない方

イ 見込量の推計方法

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する方すべてに対して、提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、入院中の精神障がい者や福祉施設入所者更生施設退所者数を考慮して見込みました。

ウ 相談支援の見込み

区 分	単位/月	第3期計画期間の実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人	21	71	96	64	66	69
地域移行支援	人	2	2	2	2	5	5
地域定着支援	人	0	0	0	2	5	5

エ サービス量確保のための方策

障害福祉サービス利用者個々のニーズに添った計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談事業所と連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

(5) 障がい児支援

障がい児を対象とした支援については、児童福祉法において、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」に区分しております。

「障害児通所支援」および「障害児入所支援」の体制の整備については、国が示した基本指針において、新たに障害福祉計画に盛り込み、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとされております。

なお、障害児入所支援については、その実施主体が都道府県となることから、この計画には盛り込まれておりません。

ア 障害児通所支援の事業内容および対象児童

事業名	事業内容	対象児童
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	<p>身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）</p> <p>手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象</p>
放課後等デイサービス	就学している障がい児を、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。	
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援および治療を行います。	

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込んで見込量を算出しました。

ウ 障害児通所支援の見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第3期計画期間の実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人日	768	825	946	1,045	1,045	1,045
	人	155	177	172	190	190	190
放課後等デイサービス	人日	568	983	1,539	1,667	1,667	1,667
	人	100	142	218	233	233	233
保育所等訪問支援	人日	13	14	4	4	4	4
	人	12	6	4	4	4	4
医療型児童発達支援	人日	130	127	158	158	158	158
	人	20	19	20	20	20	20

エ サービス量確保のための方策

乳幼児期から学校卒業まで住み慣れた地域で一貫した支援が受けられる体制の整備と、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう学校や障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所、障害福祉サービス提供事業所など関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

なお、障害児入所支援については、サービス利用者の利便性の観点からも、障害児通所支援とあわせ障がい児支援として一体的な支援が必要であることから、都道府県と連携を図っていきます。

(6) 障害児相談支援

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障がい児に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	障害児通所支援等を利用するすべての障がい児

イ 見込量の推計方法

障害児相談支援については、障害児通所支援等を利用する障がい児すべてに対して、提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

ウ 障害児相談支援の見込み

区 分	単位/月	第3期計画期間の実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	人	5	15	19	19	19	19

エ サービス量確保のための方策

障害児通所支援等の利用者個々のニーズに添った計画的な支援が提供可能となるよう、指定障害児相談事業所と連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

4 地域生活支援事業の実施に関すること

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

(1) 実施する事業の内容

事業名	事業内容
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。
(2) 自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対して支援します。
(3) 相談支援事業	
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業等を行います。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討します。
(6) 意思疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を設置します。

事業名	事業内容
(7) 日常生活用具給付等事業	障がい児(者)に対し、日常生活上の便宜を図るため、以下の用具の購入費用の助成を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や、特殊マットなどの、障がい児(者)の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がい児(者)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい児(者)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障がい者児(者)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がい児(者)の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい児(者)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を開催します。
(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。
(10) 地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。
(11) 障害児等療育支援事業	在宅療育等に関する相談・各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)の地域生活を支援します。
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、要約筆記者を養成します。
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者のコミュニケーションや情報入手に関する支援および外出する際の移動介助を行う通訳・介助員を養成します。

事業名	事業内容
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活と社会参加を図ることができるように、広域的な派遣などの対応が必要となる場合に手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者のコミュニケーションや情報入手に関する支援および外出する際の移動介助を行う通訳・介助員を派遣します。
(14) 任意事業	
【日常生活支援】 福祉ホーム事業	住宅を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。
【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
【日常生活支援】 日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	特別支援学校に通学する小中高生が、放課後および夏休み等の長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ保護者の就労を支援します。
イ 短期入所型	障がい者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障がい者等の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行います。
【社会参加支援】	
ア スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	障がい者スポーツの普及を図るための講習会を開催します。また、障がい者のスポーツ大会を開催します。
イ 文化芸術活動支援事業	障がいのある方の文化芸術活動を振興するため、制作した芸術作品をより多くの方の目に触れるような機会を設けます。
ウ 点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市の広報紙の点字版、音声版を発行します。
エ 自動車運転免許取得事業	障がい者が運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。
オ 自動車改造助成事業	障がい者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

事業名	事業内容
【権利擁護支援】	
ア 成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用を促進のための普及啓発を行います。
イ 障害者虐待防止対策支援	障がい者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた方の保護等を迅速に行うため、障害者虐待防止法に基づき設置した障がい者虐待防止センターの運営等を行います。

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み（活動指標）

本市では、これまで実施してきた実績や、障がいのある方のニーズ等も踏まえながら、事業内容等について検討し、身近な場所できめ細かなサービスを行えるようさらなる体制の整備に努めていきます。

なお、事業量については、第3期計画期間の実績をもとに、事業内容に応じて、今後の利用者数の伸び等を勘案して以下のように見込んでいます。

事業名		第3期計画期間の実績			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	-	-	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置の有無	-	-	-	-	-	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	2人	2人	4人	5人	6人	7人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	-	-	-	-	有
(6) 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	247件	358件	315件	277件	277件	277件
手話通訳者設置事業	実設置者数	3人	3人	3人	4人	4人	4人
	実利用件数	1,933件	1,952件	2,056件	2,165件	2,165件	2,165件

事業名	第3期計画期間の実績			第4期計画期間の見込み			
	24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
(7) 日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	給付件数	21件	26件	23件	24件	25件	26件
自立生活支援用具	給付件数	42件	50件	37件	37件	38件	39件
在宅療養等支援用具	給付件数	30件	37件	51件	51件	52件	53件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	62件	62件	60件	60件	62件	64件
排泄管理支援用具	給付件数	6,495件	6,631件	6,911件	7,024件	7,136件	7,250件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	6件	11件	10件	10件	10件	10件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実修了者数	31人	23人	25人	30人	30人	30人
(9) 移動支援事業	実利用者数	15人	19人	33人	47人	52人	57人
	延べ利用 時間数	545.5時間	633.5時間	997時間	1,235時間	1,320時間	1,405時間
(10) 地域活動支援センター 下段の数値は他市町村に所在する 地域活動支援センターの利用分	実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	168人	166人	169人	170人	170人	170人
		2人	2人	3人	3人	3人	3人
(11) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者養成 研修事業	実修了者数	-	-	-	-	5人	8人
盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	実修了者数	-	-	-	-	-	2人
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業	実利用件数	-	-	3人	5人	5人	5人
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	実利用件数	-	-	-	-	-	-

事業名	第3期計画期間の実績			第4期計画期間の見込み			
	24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
(14) 任意事業							
【日常生活支援】 福祉ホーム事業	実施箇所数	-	-	-	-	-	-
	実利用者数	-	-	-	0人	0人	0人
【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	実利用者数	5人	5人	5人	5人	5人	5人
【日常生活支援】 日中一時支援事業							
ア 放課後支援型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実利用者数	38人	35人	35人	35人	35人	35人
イ 短期入所型	実施箇所数	13か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	実利用者数	101人	129人	132人	137人	142人	147人
【社会参加支援】							
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 上段：スポーツ教室 下段：スポーツ大会	開催数	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室
		1大会	1大会	1大会	1大会	1大会	1大会
	実参加者数	18人	20人	20人	20人	20人	20人
		45人	48人	39人	40人	40人	40人
イ 文化芸術活動支援事業	実施の有無	-	-	-	有	有	有
ウ 点字・声の広報等発行事業 上段：点字広報 下段：声の広報	対象者数	46人	46人	44人	45人	45人	45人
		65人	62人	59人	59人	59人	59人
エ 自動車運転免許取得事業	助成件数	3件	6件	4件	4件	4件	4件
オ 自動車改造助成事業	助成件数	8件	8件	9件	9件	9件	9件
【権利擁護支援】							
ア 成年後見制度普及啓発	実施の有無	有	有	有	有	有	有
イ 障害者虐待防止対策支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 各事業の見込量確保のための方策

事業名	見込量確保のための方策
(1) 理解促進研修・啓発事業	障害者週間などの機会や公共媒体を活用し、理解促進・啓発に努めます。
(2) 自発的活動支援事業	事業の周知・PR活動を行うとともに、「障がい者に対する理解の深化」「社会的障壁の除去」「地域の居場所づくり」等に向けた自発的な活動の普及・啓発を行います。
(3) 相談支援事業	
障害者相談支援事業	既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの設置を目指します。
市町村相談支援機能強化事業	複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
住宅入居等支援事業	相談支援事業と一体的に対応していきます。
(4) 成年後見制度利用支援事業	制度の周知に引き続き努めるとともに、制度利用が必要なケースには、速やかに対応します。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	高齢者福祉部門と連携を図り、事業の在り方について検討を進めていきます。
(6) 意思疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	登録の手話通訳者・要約筆記者の増員に努め、利用者のニーズに対応できるようにします。
手話通訳者設置事業	関係機関との連携を図り、継続した手話通訳者の確保に努めます。
(7) 日常生活用具給付等事業	現在の実施体制を継続し、利用者から申請があった際には、円滑な給付に努めます。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	研修指導員の養成に努め、質の高い研修の実施を継続します。
(9) 移動支援事業	既存のサービス提供事業所により対応していきます。また、利用者のニーズ等の把握に努め、支援体制の充実に努めます。
(10) 地域活動支援センター	現在の実施体制を基本として、事業の充実に努めます。なお、安定した運営のために機能強化事業の対象となるよう支援していきます。また、他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する秋田市出身の障がい者がいる場合、支援をしていきます。 本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
(11) 障害児等療育支援事業	現在の実施体制を継続していきます。

事業名	見込量確保のための方策
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	研修開催の周知を図るとともに、実効性のある知識・能力を習得するために、研修内容の充実に努めます。
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修の在り方について、今後、県も交えて検討していきます。
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	養成研修を実施し、通訳者等の派遣体制の確保に努めます。
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修の在り方について、今後、県も交えて検討していきます。
(14) 任意事業	
【日常生活支援】 福祉ホーム事業	現在市内には実施事業所はありませんが、本市出身の入居者がいる他市の福祉ホームに対して、運営費補助を継続していきます。 本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	現在の実施体制を継続していきます。
【日常生活支援】 日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	年々利用者が増加していることを踏まえ、利用希望者が全員利用することができるよう事業所および実施場所の確保に努めます。
イ 短期入所型	現行の実施事業所を確保していくとともに、利用者のニーズに応じた柔軟な対応に努めます。
【社会参加支援】	
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	幅広い世代の参加者増加のために、開催内容を検討するとともに、周知に努めます。
イ 文化芸術活動支援事業	障がいのある方の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある方が制作した作品の展覧会の開催など、より多くの方の目に触れる機会を確保し、障がい者の社会参加の機運を高めるなどの必要な支援を行います。
ウ 点字・声の広報等発行事業	対象者の固定化が見られるため、適切な情報提供の方法を検討します。
エ 自動車運転免許取得事業	現在の実施体制を継続していきます。
オ 自動車改造助成事業	現在の実施体制を継続していきます。

事業名	見込量確保のための方策
【権利擁護支援】	
ア 成年後見制度普及啓発	公共媒体等を通じて、事業の普及啓発に努めます。
イ 障害者虐待防止対策支援	障がい者虐待の相談窓口となる秋田市虐待防止センターの運営を継続して行い、事案発生時には関係機関と連携を図り、迅速な対応を行います。

第4期秋田市障がい福祉計画
平成27年3月策定

【編集・発行】

秋田市福祉保健部 障がい福祉課

〒010-8560秋田市山王1丁目1-1

TEL:018-866-2093 FAX:018-863-6362

MAIL:ro-wfsc@city.akita.jp

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/default.htm>